



## 議 事 の 大 要

|       |  |
|-------|--|
| 議 長   | <p>それでは、第9回第2農地部会を開会させていただきます。本日の欠席委員は結城委員、中谷委員お二人です。</p> <p>本日の議事録署名者32番 田口委員、35番 池田委員、よろしくお願いします。</p> <p>まず始めに会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第4号につきまして事務局から一括して報告を願います。よろしくお願いします。</p>  |
| 事 務 局 | <p>議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>番号1から8の8件で、面積は、田で11,718㎡でございます。</p> <p>これにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>2ページ、3ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1、2で、3ページになりますが、合計で件数は2件、面積は17,936㎡で、その内訳は、田が15,380㎡、畑が2,556㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございまして、あっせんの希望はありません。現況地目が山林になっているところがありますが、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して、現在、指導しております。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、自宅の離れ及び物置用地の1件で、面積は、畑で99㎡になります。</p> <p>5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます</p> <p>番号1、長屋住宅用地の1件で、面積は、畑で1,074㎡になります。</p> <p>報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いします。</p> |
| 議 長   | <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から報告がありましたとおりでありますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、議案事項に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明をお願いします。</p>   |
| 事 務 局 | <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。</p> <p>番号1、地区 太郎生、申請者 _____、申請地 美杉町太郎生池ノ平 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積790㎡です。</p> <p>これにつきましては、耕作が困難であったことから、昭和55年ごろに植林</p>  |

されており、始末書が提出されておりますことから、追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は1件で、畑が790㎡でございます。

農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、地立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

中川委員

38番 中川でございます。9日12日の日に地元委員と総合支所の職員と一緒に確認をしました。場所は、\_\_\_\_\_という所で、周辺も山林となっております。何ら問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。

地元委員より説明がありましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事 務 局

7ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受け人 \_\_\_\_\_、賃借人 合同会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町コボレ山\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,003㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、有料老人ホーム及び老人デイサービスセンター用地に転用し、平成27年3月から10年間、賃借人に貸し付けるものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 家城、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 亡き\_\_\_\_\_ 相続人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町南家城片山\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積173㎡ 外1筆で、合計面積579㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、資材置場用地と

するものですが、本年6月から既に資材置場として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 奥津、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町奥津カシ尾\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,532㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は851.13㎡で、転用面積の55.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 下之川、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川神山\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積376㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場、庭など、隣接宅地と一体利用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は4件、合計面積は2,493㎡で、その内訳は、田1,114㎡、畑1,379㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

大井委員

27番 大井です。12日に会長以下、本庁の事務局、地元委員で現地確認を行いました。場所は\_\_\_\_\_の東側、里山みたいになった\_\_\_\_\_さんの\_\_\_\_\_のところから北向いて500mぐらい入った左側です。全体的では、約3,000㎡ぐらいです。今回対象になる農地がこの1,000㎡ということで、現地確認の結果、特に問題ありませんでした。詳細は事務局の説明のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。2番、お願いします。

浅井委員

34番 浅井です。家城の2番についてご報告します。12日に事務局1名、地元委員3名で現地の確認を行いました。場所は\_\_\_\_\_が建っていますが、そこから南側へ約500m位行った、山手のほうが現地でございます。申請内容につきましては、事務局の説明どおりですので、何ら問題がないと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。3番、お願いします。

岸野委員

37番 岸野です。3番、この件につきましても、12日に、守山会長以下、本庁と立会いをしました。申請地は、\_\_\_\_\_から3~400m西の方へ行った、伊勢本街道沿いの場所でございます。申請地は防火用水、ごみの集積所もあります。従来どおりの利用で、住民と合意をしておりますので、別に問題はありません。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。4番、お願いします。

藤田委員 39番 藤田です。19日に本日欠席の結城委員と事務局の3人で現地を確認してまいりました。空き家の多い地域でございまして、その譲り受けた土地に、ソーラーパネルを作る計画です。隣も空き家であり、東側は申請人の土地であり、裏側は土地が高いと。近隣に迷惑もかけないような状況のところでございますので、ご報告申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
ただいま、地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することを決定したいと思います。  
続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局 8ページをお願いいたします。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。  
番号1 地区 久居、借り人 有限会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 久居井戸山町奥ノ谷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積955㎡ 外12筆で、合計面積10,183㎡です。  
これにつきましては、借り人は、貸し人と平成42年1月まで16年間の賃貸借契約をし、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は5,057.6㎡で、転用面積の49.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。  
件数はこの1件で、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

井谷委員 36番 井谷です。12日に本庁と一緒に現地確認させていただきました。詳細は事務局説明のとおりでございます。場所は、\_\_\_\_\_の北西に300mぐらいのところ。\_\_\_\_\_の約500m程東です。何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。  
地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。  
続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事 務 局 9ページをお願いいたします。  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。  
番号1 地区 高野、借り人 有限会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町高野横枕\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積1,390㎡ 外1筆で、合計面積2,441㎡です。  
これにつきましては、借り人は、貸し人と期限を定めない使用貸借契約をし、申請地を堆肥置場用地とするものですが、平成23年ごろから、既存の堆肥舎が手狭になり、申請農地の一部を堆肥置場として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、農業振興地域農用地区域内の農業用施設用地と判断されます。  
件数はこの1件で、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。  
事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。

田中委員 32番 田中です。12日に守山会長以下と地元の委員3名、事務局の方で確認をいたしました。場所につきましては、\_\_\_\_\_のところに信号があるんですが、それから其ノ倉のほうに向いて約1kmほどいったところが現地でございます。内容については事務局の説明どおりですのでよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。  
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

|       |  |
|-------|--|
| 議 長   | よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。   |
| 部会委員  | <一同 異議なし>  |
| 議 長   | 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。<br>続きまして、議案第5号 非農地証明願いについてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。  |
| 事 務 局 | 10ページをお願いいたします。<br>議案第5号 非農地証明願いについてでございます。<br>番号1、地区 川合、願出者 _____、申請地 一志町八太足曲り _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積343㎡です。<br>これにつきましては、昭和50年10月6日、国土地理院撮影の航空写真により、このときには既に、申請地に建物が建築されていることが確認できます。これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定で、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しており、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。<br>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。 |
| 議 長   | はい、ありがとうございます。<br>事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。  |
| 田中委員  | 32番 田中です。この案件につきましても、12日、委員3名と事務局2名で現地確認を行いました。場所は、_____の真隣が現地でございます。内容については、事務局の説明どおりですので、ひとつよろしく申し上げます。  |
| 議 長   | ありがとうございます。<br>地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。  |
| 部会委員  | <一同 意見なし>  |
| 議 長   | よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。   |
| 部会委員  | <一同 異議なし>  |
| 議 長   | 異議なしと認めます。よって、議案第5号については証明することと決定したいと思います。<br>引き続きまして、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定を議題といたします。事務局、説明願います。   |
| 事 務 局 | 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。<br>別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。   |

表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。

久居地区につきましては、田の賃貸借で2, 171㎡、契約件数は1件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借で9, 428㎡、畑の賃貸借で492㎡、契約件数は15件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で8, 082㎡、契約件数は3件でございます。

美杉地区につきましては、今回はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて19, 681㎡、畑の集積が、賃貸借で492㎡、合計契約件数は19件、合計面積は20, 173㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、一志地区が7件、白山地区が3件で、合計で10件、合計面積は17, 510㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりましたが、皆さん、ご意見がありましたら。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第6号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号について適正であると認め、市長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案は全て審議をいただきました。ありがとうございました。

午後2時30分

上記は、第9回第2農地部会の議事を録したものである。

平成26年9月19日

議長

出席委員

出席委員